

「匿名通報ダイヤル制度」の活用を

情報提供者には最高 10 万円の情報料の支払いも

2007 年 10 月から警察庁が始めた「匿名通報ダイヤル制度」は、子どもや女性を犯罪から守るため、市民から匿名による情報提供を受け付ける仕組みです。電話を受けるのは、警察庁の委託を受けた民間団体で、寄せられた犯罪情報を警察に提供し、捜査に役立てます。

通報制度の対象となるのは、児童買春や、女性への売春の強要などの犯罪。通報者は、自分の身元が特定される心配なしに情報提供ができ、情報が解決に貢献したと認められた場合には、最高で 10 万円の情報料が支払われます。

制度の概要をまとめました。地域から犯罪をなくすため、新制度をご活用ください。

□通報の対象となる事件

(1) 少年

- 児童買春 ○強制わいせつ
- 労働基準法違反（危険業務、深夜業務など）
- 覚せい剤の譲渡

(2) 女性

- 人身売買
- 売春や風俗店で働くことの強要・賃金の搾取

□通報先

フリーコール 0120-924-839

受付時間は、月～金曜日の午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分

□電話の対応者

特定非営利活動法人「日本ガーディアン・エンジェルス」

□専用ウェブサイト

「匿名通報ダイヤル」 <http://www.tokumei.or.jp/>

- ・ 制度に関する詳しい情報を掲載
- ・ 通報後に事件が解決したかどうかは、このサイトの「通報情報の確認」のページに受け付け番号を入力すると確認できる